



衆議院での憲法審査会規程の強行採決に抗議します

2009年6月11日の衆議院本会議において、衆議院憲法審査会の委員数や手続を定める「衆議院憲法審査会規程」が強行採決され、制定されました。

今回の強行採決は、2010年5月18日から施行されようとしている欠陥立法である「憲法改正国民投票法」の実施に向けた準備であることは明らかです。私たち日本YWCAは、「憲法改正国民投票法」が、有権者の2割程度の少数の賛成でも改憲ができるなどの重大な問題を持っており、廃止されるべきであると考えています。したがって、その下位規程である本「憲法審査会規程」の必要性を認めません。審査会規程が定めれば、「憲法改正」への手続きを、与党の多数によって強権的に進めることができます。民意を問うことも、国会での十分な審議もなく「憲法改正」へのシナリオを押し進める政府・与党に対し、日本YWCAは強く抗議します。

政府・与党は、2005年の小泉内閣当時の「郵政選挙」によって獲得した議席数を保持し、その数の力によって、「憲法9条の改悪」を目論み、人々を再び戦争体制に巻き込もうとしています。それは国会内の数の暴力の行使です。日本YWCAは、このように民主主義を崩壊させる政府・与党の動きを見過ごすわけにはいきません。国の最高法規である憲法の「改正」にかかわる重大な審議については、解散総選挙を行なって、民意をあらためて問うべきです。

日本YWCAは、これまでも憲法9条の精神に立って、日本が真の国際貢献を行う道を拓くことを、日本政府に対して要望してきました。今一度、日本政府に対してそのことを要望します。日本YWCAは政府の強権的な動きに屈することなく、平和をつくり出す世界の女性たちとともに、世界中の人びとの平和的生存権の実現に向けて活動し続けます。

2009年6月12日

日本YWCA
会長 石井摩耶子
総幹事 川端 国世